

○専修大学公的研究費の運営及び管理規程

平成20年4月1日

制定

改正 平成27年4月1日

令和4年2月28日

(目的)

第1条 この規程は、専修大学（以下「本学」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費等を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）を適正に運営し、及び管理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(責任体系)

第2条 本学に、公的研究費を適正に運営し、及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、事務統括責任者及び事務管理責任者を置く。

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は、学長とし、公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用行為（以下「公的研究費の不正使用」という。）の防止対策の基本方針を策定し、及びこれを周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理を行うことができるよう、必要な措置を講ずる。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、学務担当理事とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関し、本学全体を総括する実質的な権限を有しその責任を負う。

2 統括管理責任者は、前条第2項の規定により策定された基本方針に基づき、公的研究費の不正使用の防止対策を具体的に策定し、その実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育、啓発活動等の具体的な計画を策定し、その実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、部局（学部、研究科、研究所及びセ

ンターをいう。以下同じ。)の長及び公的研究費の事務を担当する事務組織上の部及び室の長とし、公的研究費の運営及び管理に関し、それぞれの範囲において権限を有しその責任を負う。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理に関し、統括管理責任者の指示の下に、次の役割を担うものとする。

- (1) 公的研究費の不正使用の防止対策の実施
- (2) コンプライアンス教育の定期的な実施
- (3) 啓発活動の定期的な実施
- (4) 公的研究費の執行状況の管理
(事務統括責任者)

第6条 事務統括責任者は、公的研究費の事務を担当する事務組織上の部及び室の長とし、公的研究費に関する事務を統括し、その責任を負う。
(事務管理責任者)

第7条 事務管理責任者は、公的研究費の事務を担当する事務組織上の課（以下「所管課」という。）の長とし、公的研究費の経費管理及び諸手続に関し、その責任を負う。
(相談窓口)

第8条 学長室学務課に、公的研究費の事務処理手続に関するルール（以下「ルール」という。）及び事務手続についての相談窓口を設ける。
(ルールの明確化及び統一化)

第9条 学長室学務課は、公的研究費の事務処理に関するルールを明確にするとともに、その統一を図らなければならない。
(関係者の意識向上)

第10条 学長室学務課は、公的研究費の適正な運営及び管理に関する意識を向上させるため、本学の研究者その他の本学において公的研究費に関わる全ての構成員（以下「研究者等」という。）に対し、ルールの徹底を図らなければならない。
(研究者等の責務)

第11条 研究者等は、公的研究費の執行に当たっては、関係する国際規範、法令、本学の諸規程及び研究活動規範等を遵守し、及び誓約書を提出しなければならない。

2 研究者等は、公的研究費の運営及び管理に当たっては、公的研究費の不正

使用の防止対策の一環として実施されるコンプライアンス教育を受講しなければならない。

- 3 研究者等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく命令（以下「関係法令」という。）並びに公的研究費の事務処理手続について本学が定める取扱要領等（以下「取扱要領等」という。）に基づき、公的研究費の適正な予算の執行を行わなければならない。この場合において、手続に要する様式及び書類については、所定の期日までに、その所管課に提出しなければならない。

（所管課の事務処理原則）

第12条 所管課は、関係法令及び取扱要領等に基づき、その事務を処理しなければならない。

- 2 所管課は、公的研究費の管理、執行等の状況についてモニタリングを行わなければならない。
- 3 事務管理責任者は、所管課の事務を統括しなければならない。

（監査）

第13条 常勤監事及び監査室は、公的研究費の運営及び管理の状況について、連携して監査を行うものとする。

- 2 常勤監事は、公的研究費の不正防止計画の進捗状況その他の公的研究費の不正使用に関する内部統制の整備、運用等の状況について機関全体の観点から監査を行うものとする。
- 3 監査室は、公的研究費の事務処理、運用等の状況について監査を行うものとする。
- 4 所管課は、監査に当たっては、常勤監事及び監査室に対し、適切に情報を提供しなければならない。
- 5 常勤監事は、常勤役員会その他の会議において、定期的に監査の結果を報告し、意見を述べるものとする。

（調査及び懲戒）

第14条 事務管理責任者は、その職務の遂行上、公的研究費の不正使用又はその疑いがあることを認めた場合は、事務統括責任者に報告するとともに、事務統括責任者の下でこれらの事実確認を行わなければならない。

- 2 事務統括責任者は、前項の事実確認の結果を統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

- 3 統括管理責任者は、第1項の事実確認に関する経緯及びその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前項の規定による報告を受けた場合において、公的研究費の不正使用に関し事実の調査（以下「調査」という。）の可否を判断し、公的研究費の不正使用又はその疑いがあることを認めた日から30日以内に理事長及び当該公的研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定により調査が必要と判断した場合は、統括管理責任者の下に公的研究費不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、直ちに、その調査を行うことを統括管理責任者に要請する。
- 6 最高管理責任者は、前項の規定により調査を行うことになった場合は、これを統括管理責任者を通じてコンプライアンス推進責任者に通知する。
- 7 最高管理責任者は、必要に応じて、調査の対象となっている者に対し、調査の対象となっている制度の公的研究費の一時使用停止を命ずることができる。
- 8 最高管理責任者は、調査の方針、対象、方法等について、配分機関に報告するものとする。
- 9 統括管理責任者は、調査結果を理事長及び最高管理責任者に報告するとともに、最高管理責任者は、当該事案について公的研究費の不正使用が行われたとの調査委員会による認定があった場合は、それに関与した者に対する処分に係る意見を理事長に具申するものとする。
- 10 理事長は、最高管理責任者から前項の意見の具申があった場合は、懲罰委員会を設置し、その意見を聴く。
- 11 理事長は、前項の規定による懲罰委員会の意見を受けて懲戒処分その他の処分を行う。
- 12 懲罰委員会の組織及び運営並びに懲罰事由、懲罰手続等について必要な事項は、別に定める。
- 13 最高管理責任者は、懲戒処分があった場合は、調査結果及び当該懲戒処分について研究者等に周知し、再発防止を図るものとする。
- 14 最高管理責任者は、調査委員会により公的研究費の不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 15 最高管理責任者は、調査結果等を含む最終報告書を、公的研究費の不正使

用又はその疑いがあることを認めた日から210日以内に配分機関に提出しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、最終報告書に代えて、中間報告書を提出するものとする。

- 16 最高管理責任者は、調査の過程であっても、調査委員会により公的研究費の不正使用の事実があったことが一部でも認められた場合は、速やかに、これを理事長及び配分機関に報告するものとする。
- 17 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書及び中間報告書を提出するものとする。
- 18 前項に規定するもののほか、当該調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、本学は、配分機関の求めにより資料の提供若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。
- 19 最高管理責任者は、調査の結果、公的研究費の不正使用の事実がなかったことが明らかになった場合は、調査の対象となった関係者の名誉が損なわれることのないよう、個人情報等を保護するとともに、適切な配慮を行うものとする。

(公益通報への対応)

第15条 公的研究費の不正使用に関する公益通報（本学の教職員、本学以外の研究機関の教職員その他の者からの告発（通報を含む。）をいう。以下「公益通報」という。）の受付窓口は、学長室とする。

- 2 公益通報を受けた場合は、学長室長は、告発者の個人情報等に配慮するとともに、直ちに、その旨を統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の公益通報について、受理又は不受理の意見を付して、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前項の規定による報告を受けた場合は、当該公益通報の受理又は不受理を決定し、調査の可否を、公益通報の受付日から30日以内に理事長及び配分機関に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定により公益通報の受理を決定した場合は、統括管理責任者の下に調査委員会を設置し、直ちに、その調査を行うことを統括管理責任者に要請する。
- 6 前項の規定による調査を行う場合の取扱い、懲戒処分に関する手続等については、前条第6項から第19項までの規定を準用する。

7 学長室長は、告発者に対して、当該公益通報について受理又は不受理を通知し、これを受理する場合にあつては、実施する措置の内容についても通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合及び告発者が通知を希望しない場合にあつては、この限りでない。

8 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いがされないように配慮するものとする。

(調査委員会)

第16条 調査委員会の委員は、統括管理責任者が指名する。

2 調査委員会の委員は、2名以上とし、本学の研究機関に属さない第三者（本学と直接の利害関係を有しない弁護士、公認会計士等をいう。）を含めなければならない。

3 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 調査委員会に、委員長を置き、統括管理責任者がこれを指名する。

5 調査委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 調査の方針、対象、方法等の報告

(2) 不正の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、公的研究費の不正使用の相当額等の調査

(3) 調査内容の認定

(4) 調査結果の報告

(守秘義務)

第17条 この規程に定める調査の対象となる事案に関わった者は、当該事案において知り得た個人情報及び機密情報について守秘義務を負う。その職を退いた後も、同様とする。

(公的研究費の不正使用防止計画の推進)

第18条 公的研究費の不正使用防止計画の策定担当は、学長室学務課とする。

2 各部局は、公的研究費の不正使用防止計画に従って、その防止計画の主体的推進に努めなければならない。

3 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用防止計画の内容を公表し、その進捗管理に努める。

4 統括管理責任者は、常勤監事及び監査室による監査の結果を踏まえ、必要に応じて、公的研究費の不正使用防止計画の内容を見直すものとする。

(適正な運営及び管理)

第19条 公的研究費に係る予算執行の所管課の担当者は、その予算執行状況を定期的に検証し、研究計画に合致した執行になっているかどうかを確認し、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者とともに研究者に改善を求めるものとする。

2 所管課は、公的研究費を適正に運営し、及び管理するため、次のような取扱いを行う。

(1) 公的研究費により物品等（機器備品、消耗品、書籍等をいう。）を調達する場合には、学校法人専修大学固定資産及び物品調達規則（以下「調達規則」という。）及び関係規程等に基づき、発注及び検収を行うものとする。

(2) 公的研究費により研究者が出張する場合には、専修大学旅費規程及び関係規程等に基づき処理するものとする。

(3) 公的研究費により非常勤雇用者を雇用した場合には、公的研究費に係る業務に当該非常勤雇用者が従事しているかどうか、その他勤務実態を適切に把握するよう努めなければならない。

(取引業者への対応)

第20条 所管課は、取引業者に対して、公的研究費の適切な取扱いについて、説明会を開き、又は文章により説明を行い、公的研究費の適正な使用を徹底させるとともに、誓約書の提出を求めるものとする。

2 本学は、不正な取引に関与した業者については、調達規則に基づき、一定期間、取引を停止し、又は以後の取引を停止するものとする。

(事務所管)

第21条 この規程に関する事務は、学長室学務課の所管とする。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、学長の意見を聴き、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(専修大学不正行為等調査委員会規程の廃止)

2 専修大学不正行為等調査委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年2月28日から施行する。